

## 令和8年度 公益財団法人浜松市教育会館 事業計画

浜松市の教育に関わる多くの皆様のご支援・ご協力、そして「つながり」により、三方原の地に浜松市教育会館が誕生して14年が経過しました。開館以来、「集う、学ぶ、交歓する『浜松の教育と文化の殿堂』」として事業を展開し、平成25年度には「公益財団法人浜松市教育会館」として静岡県教育委員会より認定を受けました。今後も事業を通して社会貢献活動を推進してまいります。

### 公益財団法人浜松市教育会館定款

#### 第2章 目的及び事業

##### (目的)

第3条 この法人は、教育会館及び附属財産を維持管理し、これを浜松市教育関係者や広く市民のための文化的殿堂として浜松市の教育の振興に資し、併せて浜松市教育関係者の資質向上及び広く市民の生涯学習に寄与することを目的とする。

##### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教育研修を計画的に実施して、教育関係者はもとより広く市民の生涯学習に関する方策を実施する。
- (2) 市民に生きがい学習の機会を提供し、教養を高め、生きがいつくりにつなげる方策を実施する。
- (3) 教育問題について、教育関係者及び広く市民からの教育相談を受ける。
- (4) 会議室・展示スペース等を教育関係者及び市民に貸与して教育の振興に資する。
- (5) 教育関係団体に事務室、会議室等を貸与して、教育関係者及び市民からの教育相談を受ける。
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

## I 公益目的事業

### 公 1 教育研究事業

#### 事業の趣旨

教育と文化の殿堂として教育の充実、振興に資するため、そして、将来を担う児童生徒の育成を目的に教職員で組織している浜松市教育研究会を中心とした研修や教育支援事業を実施する。また地域一般に研修会や講演会を公開し、家庭教育、生涯学習、学校教育について学ぶ機会として浜松市全体の教育と文化の発展を目指す。

(定款 第4条 第1号 第2号)

#### 事業の種類 2

本事業は、教育研究や生涯学習の向上を目指し、地域の多様で豊かな文化の向上に貢献する点で文化及び芸術の振興を目的とする事業に該当する。

#### 1 教育研究事業

教師の指導力や市民の感性を磨く機会とするために、浜松市教育研究会の各教科・領域

(計38研究部)の研修会や講演会を教職員はもとより一般市民へも公開し参加を呼びかける。

(1) 研究協議会(主任者会) 教科4月20日(月) 領域4月21日(火) 幼稚園4月16日(木)

(2) 研修会

ア 教科 5月27日(水) 7月31日(金)・8月3日(月) ※巡回訪問 10月28日(水)

イ 領域 6月10日(水) 8月4日(火)・5日(水) ※巡回訪問 11月11日(水)

ウ 幼稚園 6月3日(水) 7月30日(木) 10月21日(水)

※巡回訪問者;市議会議員、市教委(教育委員、職員)、市P連役員、校長会役員等

2 教育講演会(教育研究会総会を兼ね、他教育事業団体と共催)

教育への深い理解のために大学教授や経験豊かな人の話を聞き、教育の振興を図る。

(1) 日時 令和8年5月19日(火) 14:40-

(2) 会場 浜松市教育会館(大会議室)

(3) 講師 菅生 好身(すごう よしみ)氏 (一般社団法人ルン・レルチア代表理事)

(4) 演題 「笑いだらけの子育て、自分育て、時々夫育て」

3 研修助成事業

(1)教育視察

・県外事情 研究部14人 部会16人(各部会2人) 幼稚園3人 計33人

・へき地・小規模校 部会24人(各部会3人) 計24人

(2) 研修助成 幼稚園2園 小中8校(各部会1校) 計2園8校

4 教育支援事業

情操豊かな子どもを育成するために、日頃映像文化に慣れている子どもたちに物語や小説などを表情豊かに語りかけたり、生の音楽に触れ音楽のすばらしさを肌で感じさせたりする。

(1) ストーリーテリング ※「ちいさなおなべの会」(代表;藤原なお美 計5名)が協力

話を覚え表情豊かに語って文学としての価値を提供し、聴講者の創造力と聞く力を育む機会とする。

双葉小、萩丘小、相生小、佐藤小、北浜北小、大平台小、都田南小、二俣小

豊西幼、北浜東幼、尾奈幼 計3園8校

(2) 学校コンサート

声楽、ピアノ、バイオリン等による演奏、楽器の特色や作曲家・楽曲の紹介等

江西中、富塚中、篠原中、豊岡小、三方原小、三方原中

教育会館 計6校1会場

## 公 2 教育相談事業

事業の趣旨

不登校児童生徒やその保護者を対象に、学校復帰や自立するための指導をする。浜松市教育委員会と連携した教育相談業務をする。

(定款 第4条 第3号)

事業の種類 7

本事業は、不登校児童生徒や外国人児童生徒への教育相談業務や支援事業を行うものであり、児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業に該当する。

1 教育相談講演会 年1回

不登校児童生徒とその保護者を対象として、よりよい子どもの成長を願う講演会・講習会やコンサートを開催する。

2 不登校児童生徒の相談窓口

不登校児童生徒とその保護者との相談を電話や面談で受け、指導や助言をしたり学校との連

絡を密にしたりして原級へ戻る手助けをする。

- (1) NPO「はままつ子どものころを支える会(おれんち教室)」と協働で、不登校児童生徒、及びその保護者への支援
- (2) 時間・場所；開館時間内にて、本会館の相談室（無料貸与）を使用
- (3) 相談担当者；教育会館職員、おれんち教室職員、及び市教委指導主事 等

### 公 3 会議室貸与事業

#### 事業の趣旨

教職員や教職員OBはもとより浜松市教育委員会や地域の自治会、老人会などに会館が所有する会議室やロビーなどを貸し出しする。教育・福祉増進及び文化の向上に資する会議、会合、懇親の会場として運営する。

（定款 第4条 第4号、第5号）

#### 事業の種類 7、19

本事業は、会議室や施設などを貸し出し、浜松市の教育の充実発展に寄与する事業で青少年の育成を目的とする事業、及び会議室や展示スペースなどを地域の自治会や老人会などの諸団体に貸し出し、浜松市の教育の充実発展に寄与する事業で地域社会の健全な発展を目的とする事業に該当する。

#### 1 会議室を利用することができる団体等

- (1) 浜松市教育委員会、浜松行政各課、地域（東三方町）自治会・老人会
- (2) 浜松市の幼稚園、小中学校教職員、及びPTA関係者
- (3) 浜松市の幼稚園、小中学校教職員OB
- (4) 浜松市教育研究会（各種研修会や講演会等）
- (5) 教育関係事業団体
- (6) 浜松市教育会館内に事務局を置く各団体  
浜松市PTA連絡協議会 浜松市学校生活協同組合  
浜松市教職員組合 一般財団法人静岡県教職員互助組合浜松支部  
浜松市校長会・教頭会 公益財団法人静岡県学校給食会浜松支部  
おれんち教室（相談室を無料で貸与）
- (7) その他、特に利用を適当と認めた団体

#### 2 予約受付

- (1) 利用可能団体からの予約は、随時受け付ける。
- (2) 年末には、次年度のために、利用可能団体による行事調整会議を開催する。

#### 3 利用時間帯

午前（8:30～12:00）          午後（13:00～16:30）          夜間（17:30～21:00）

#### 4 利用施設

|      |       |           |        |
|------|-------|-----------|--------|
| 大会議室 | 中会議室  | 小会議室3部屋   | 多目的ルーム |
| 図書室  | 教育相談室 | ミーティングルーム | 和室     |

#### 5 利用目的

- (1) 研修会や講演会、発表会など非営利の催しであることを条件とする。
- (2) 入場料徴収など営利を目的とした催事には貸し出ししない。

### 公 4 文集発刊事業

#### 事業の趣旨

国語教育の充実と発展を願い、市内の各小中学校から授業で指導した作文や詩を各学年一点選考し、

その優れた作品を「文集はままつ」にまとめる。その冊子を浜松市の全小中学生に配付するとともに、各教育機関に配付して国語教育の一助とする。また、その作品を各小中学校の国語授業に取り上げ、優秀な作品に触れることで国語教育の向上を図り、豊かな情操を養う。

(定款 第4条 第1号)

#### 事業の種類 7

本事業は、児童生徒はもとより市民の生涯学習の育成を推進する点で青少年の健全な育成を目的とする事業に該当する。

##### 1 ねらい

読む人の心を惹きつける作品は、言葉を選びぬき、練り上げ、思いを凝縮させた作品である。作品を創作するには、自ら進んで考え、主体的に判断し、適切に表現できる創造的な能力と態度の育成が必要である。各校において、下記のことを踏まえた指導をして作品を募集する。

- (1) 自分の体験したこと、感じたこと、意見などを目的や形態に応じて豊かに表現した作品
- (2) のものごとを正しく見たり、深く見つめたりする作品

##### 2 内容

国語科の学習を通して書いた作品、教科・領域・総合的な学習の時間など生活のあらゆる機会を通して書かれた作品であること。また、学年ごとのねらいを満たすための指導がなされているものであること。

##### 3 分類

- (1) 散文；実用的文章、論理的文章、創作
- (2) 韻文；詩、短歌、俳句

##### 4 小・中学校編「文集はままつ第68号」の編集・発行

###### (1) 単本の配付先

小学校全児童、中学校全生徒、及び小中学校全学級。

※要保護児童生徒・児童養護施設児童生徒分は無償配付する。発達支援学級児童生徒分の無償配付は第67号（令和7年度）で終了する。

###### (2) 合本の配付先

全小中学校、浜松市教育委員会、協働センター等

## 公 5 生涯学習事業

#### 事業の趣旨

社会教育及び文化の発展に寄与するため、地域住民に対する生涯学習の推進及び文化の向上に関する事業として美術展や音楽鑑賞会などを行う。

(定款 第4条 第2号)

#### 事業の種類 2

本事業は、教育の充実を目的とした美術・書道展に触れる機会として、教職員はもとより一般市民にも学術文化の向上の機会とするものであり文化及び芸術の振興を目的とする事業に該当すると考える。

##### 1 浜松市教育会館美術展

教職員や一般市民の美術サークルの作品、個人の作品の展示会を開催して文化、芸術の振興を図る。

- (1) 対象者 ；一般市民、教職員、教職員OB
- (2) 周知方法 ；ホームページ、会館掲示板、教育関係機関掲示板、各校に印刷物を配布
- (3) 展示場所 ；浜松市教育会館（1階ロビー、2階ロビー、各階廊下、多目的ルーム等）
- (4) 展示期間 ；「浜松市教育会館ギャラリー利用規程」による

(5) 作品種類；絵画、写真、書道、刺繍、生花、彫刻等

(6) 参加費用；「浜松市教育会館ギャラリー利用規程」による

○ 退職互助部作品展

・期 日；令和9年1月26日（火）～1月29日（金）

・会 場；多目的ホール、中会議室

・展示内容；一般展示

絵画(日本画・油彩・水彩・水墨画・版画等)、書道、写真、工芸(彫塑・能面・デザイン・造形)、生け花、その他(手芸・編み物等)

## 2 子どもの市展

各小・中学校の美術・図工教科や国語科を通して指導した美術、書道の優秀な作品を集め、審査担当教員と教育委員会が推薦した作品を広く一般市民や保護者が鑑賞できる機会とする。

○ 浜松市やらまいか書写コンクール作品展

(1) 期 日；令和8年11月12日（水）～11月26日（木）

(2) 展示場所；教育会館 1階ロビー

(3) 展 示 物；令和8年度浜松市やらまいか書写コンクール 教育長賞作品

(※静岡県児童・生徒紙上美術展推賞作品展は令和6年9月終了)

## II 収益事業

### 収 1 団体生命保険事務・受託事業

事業の趣旨

団体生命保険の事務手続きをして、手数料の一部を会館運営の一部とする。

(定款 第4条 第6号)

日本生命保険相互会社、朝日生命保険相互会社（令和4年8月終了）、三井生命保険（平成29年7月終了）、明治安田生命保険相互会社、住友生命保険相互会社（令和6年1月終了）、富国生命保険相互会社、第一生命保険株式会社から委託を受けて、加入などの事務手続きをする。

### 収 2 施設の貸与

事業の趣旨

浜松市教育会館の所有する部屋を各教育事業団体の事務室として賃貸契約により貸し出し、教育の充実、振興に資する。

(定款 第4条 第6号)

#### 1 事務室の貸出

浜松の教育の充実発展のために、各教育事業団体の事務室として部屋を貸し出し、教育の充実、振興に資する。

#### 2 内容

(1) 賃貸借に関する契約書を交わして会館の部屋を賃貸する。契約内容に変更が生じない限り自動的に継続するものとする。

(2) 使用料金は、1平方メートルあたりの賃貸料と共益費を支払うものとする。但し、使用料については公租公課の増徴、物価の高騰に至ったときは使用料の改定を承諾するものとする。

#### 3 契約を交わしている団体

浜松市PTA連絡協議会 浜松市学校生活協同組合 浜松市教職員組合

一般財団法人静岡県教職員互助組合浜松支部 浜松市校長会

公益財団法人静岡県学校給食会浜松支部

### 収 3 団体事務・受託事業

#### 1 静岡県退職公務員連盟浜松支部受託事業

##### 事業の趣旨

退職公務員の生活権の擁護向上及び浜松支部会員の親睦を図り、併せて公共の福祉増進に寄与することを目的とする退公連の業務を受託する。

(定款 第4条 第6号)

#### 2 同窓会受託事業

##### 事業の趣旨

会員相互の親睦を図るとともに、広く社会、教育、文化の発展に寄与する。

(定款 第4条 第6号)

### Ⅲ 管理運営状況

浜松市教育会館の管理経営に関すること(定款 第4条 第6号)

#### 1 法人の機関に関する事務(理事会、評議員会、監査会に関すること)

#### 2 一般会計, 基本財産・運用財産の適切な管理・運用

#### 3 建物・物資・施設・設備の整備・修繕, 空調機の点検・保守等, 保全・修理の実施

(1) 電気設備点検 【2ヶ月1回】

(2) 消防用設備等(特殊消防用設備等)保守点検 【年2回】

(3) エレベーター点検 【月1回】

(4) 自動ドア保守点検 【年2回】

(5) トイレ清掃委託 【月5～6回】

(6) 館内清掃(床【年2回】・ガラス【年1回】)

#### 4 消防・地震防災計画の作成 防災訓練【年2回】

#### 5 登記に関する事務

#### 6 静岡県教育委員会への報告に関する事務

#### 7 館内代表者会

#### 8 教育事業団体連絡会

#### 9 目的を達成するために必要な事業(定款 第2章 第4条 第6号)